

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託指定店募集要項

1 募集者数

約 10 者

2 指定期間

令和 7 年（2025 年）3 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

3 事務概要

市長から預託された「那覇市指定ごみ袋」、「那覇市そ大ごみ処理券」及び「那覇市適正処理困難物処理券」（以下「指定ごみ袋等」という。）を販売し、徴収した一般廃棄物処理手数料を市長に納付する。

4 資格要件

指定店は、次の各号に定める要件のいずれにも適合する者とする。

- （１）県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有する者。
- （２）県内において、卸売業を営み、指定ごみ袋等の販売体制があり、年間 4 万枚以上の指定ごみ袋等の販売が見込める者。
- （３）その者（法人にあっては役員）が禁固以上の刑に処せられていない者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人でない者又は破産の宣告を受けていない者。
- （４）消費税及び地方消費税並びに市税を滞納していない者。

5 募集期間

公告をした日から令和 7 年 1 月 6 日まで。

※ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

6 応募方法

次の書類を、那覇市環境部環境政策課に郵送又は持参の上、提出する。

なお、下記申請書及び登録印鑑届の様式は、環境政策課窓口で受け取るか、又は市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

- （１）那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店申請書（第 1 号様式）
- （２）登録印鑑届
- （３）上記申請書の添付書類
 - ①印鑑証明書
 - ②法人にあっては定款

(※写しを提出する場合は、最終頁に原本の写しを証するため押印すること)

③法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては住民票抄本(※3 か月以内)

④市税完納証明書(※3 か月以内)

(※個人にあつては国民健康保険税の完納証明書又は社会保険証の写しも添付すること)

⑤消費税及び地方消費税完納証明書(※3 か月以内)

⑥貸借対照表及び損益計算書(※直近3 期分)

⑦営業概要表

(※社名、代表者名、創業年月日、主な業種、従業員数、資本金、年商等が記載されていること)

⑧所在地見取図(※本店、支店又は営業所)

⑨主な取引(納品)先一覧表

(4) 誓約書

7 選定方法

書類審査及び那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店選定委員会における審査の上、指定店として選定する。

8 結果通知

選定結果は、指定店として選定された者に那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店決定通知書(第2号様式)を交付し、通知するものとする。

9 委託料

この事務に係る本市から指定店に支払う委託料は、指定ごみ袋等の販売数量に応じて算定される。

・指定ごみ袋(取っ手付き)(可燃のみ)

(大) 10 枚入り 1 組につき 62 円

(中) 10 枚入り 1 組につき 51 円

(小) 10 枚入り 1 組につき 46 円

・指定ごみ袋(平型)(可燃及び不燃)

(大) 10 枚入り 1 組につき 59 円

(中) 10 枚入り 1 組につき 49 円

(小) 10 枚入り 1 組につき 45 円

- (特小) 10 枚入り 1 組につき 40 円
・ 所大ごみ処理券 1 枚につき 47 円

・ 適正処理困難物処理券

- スプリング入りマットレス 1 枚につき 256 円
スプリング入りソファ 2 人掛け以上 1 枚につき 196 円
スプリング入りソファ 1 人掛け 1 枚につき 135 円

10 注意事項

指定ごみ袋等を販売するに当たっては、指定ごみ袋等の価格は「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」で定められている一般廃棄物処理手数料であるため、値引きして販売することやサービス品として無償で配布すること等はできません。また、消費者から消費税及び地方消費税を別途徴収することもできません。

なお、指定ごみ袋等は、総額表示で販売するよう周知をお願いします。